

陸別町通学路交通安全プログラム

＝通学路の安全確保に関する取組の方針＝

令和2年7月

陸別町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成 24 年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成 24 年 8 月に通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「陸別町通学路交通安全プログラム」を策定するものです。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置します。

- 陸別町教育委員会
- 陸別小学校
- 陸別中学校
- 陸別小学校 P T A
- 陸別中学校 P T A
- 陸別町総務課
- 陸別町建設課
- 北海道釧路方面本別警察署
- 北海道開発局帯広開発建設部足寄道路事務所
- 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部足寄出張所

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため点検を実施・継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組を PDCA サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のための PDCA サイクル】



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・おおむね5年に1回程度、合同点検を実施します。また、通学路周辺状況が変わり点検の必要性が生じた場合に合同点検を実施します。
- ・実施時期は、積雪時の危険箇所の把握が必要であることから、夏期と冬期に行います。
- ・効率的、効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・学校、保護者、道路管理者、警察等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策の改善・充実

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するためのアンケートの実施など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 点検結果の共有

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有します。